

## 第42回長野県景観審議会議事録

日時：平成22年(2010年)5月26日(水)  
午後1時30分から2時40分まで

場所：長野県庁議会棟 4階 405号会議室

1 日時 平成 22 年 ( 2010 年 ) 5 月 26 日 ( 水 ) 午後 1 時 3 0 分から 2 時 4 0 分まで

2 場所 長野県庁議会棟 4 階 405 号会議室

3 出席者

( 1 ) 審議会委員 ( 五十音順 敬称略 )

出澤 潔 一級建築士 ( 社 ) 長野県建築士会名誉会長

勝山 敏雄 一級建築士 前長野市景観審議会委員

木下 徳康 写真家 日本写真家協会会員

久米 えみ 一級建築士

小坂 保司 長野県広告美術塗装業協同組合常任相談役 (株)電弘代表取締役会長

小松 郁俊 諏訪市まちづくり推進会議幹事長 小松内科クリニック院長

関 邦則 一級建築士 ( 社 ) 長野県建築士会会長

藤居 良夫 信州大学工学部土木工学科 准教授

益山 代利子 松本大学総合経営学部観光ホスピタリティ学科 准教授

矢澤 由美子 飯田地域温暖化対策地域協議会副会長  
NPO 法人緑の家学校飯田校会員

山下 大輔 旅館業 ( ペンション経営 ) 峰の原高原体験学習旅行協議会副会長

( 2 ) 事務局

小林 典雄 建設部建築技監兼建築指導課長

丸山 良雄 建設部建築指導課 課長補佐兼景観係長

米山 武 建設部建築指導課景観係 担当係長

池田 尚 建設部建築指導課景観係 主査

塩野 靖生 建設部建築指導課景観係 技師

4 資料

資料 - 1 浅間山麓景観育成重点地域景観計画の一部変更について

資料 - 2 浅間山麓景観育成重点地域景観計画の一部変更に対する県民意見

資料 - 3 国道 147 号・148 号沿道景観育成重点地域景観計画の一部変更について

資料 - 4 国道 147 号・148 号沿道景観育成重点地域景観計画の一部変更に対する県  
民意見

資料 - 5 県内の景観行政団体等の状況

## 以下議事要旨

(丸山課長補佐)

お待たせをいたしました。ただいまから、長野県景観審議会を開催いたします。  
部長に代わりまして、小林建築技監からごあいさつを申し上げます。

(小林建築技監)

(あいさつ略)

(丸山課長補佐)

続きまして、本日の委員の皆様の出欠の状況でございます。

最初に、屋外広告士会会長の木澤委員さんにおかれましては、この3月にご逝去されましたので、ご報告申し上げます。

従いまして、景観審議会の委員総数は13名でございます。

本日、小林委員、芹澤委員におかれましては、ご都合がございまして、欠席されており、現在11名の委員の方の出席をいただいております。

従いまして、委員の過半数の出席が得られており、長野県景観条例第40条第2項に基づき、会議が成立しておりますことを、ご報告申し上げます。

なお、資料2及び資料4の県民意見につきましては、本日配布させていただく予定でご案内差し上げてございましたが、パブリックコメントに寄せられた県民意見がございませんでしたので、本日の配布はございません。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

議事の進行につきましては、長野県景観条例第40条第1項の規定によりまして、出澤会長さんをお願いを致したいと存じます。

それでは、よろしく申し上げます。

(出澤会長)

それでは、先ほど、事務局からもお話しがございましたが、長野県景観条例第5条第2項の規定によりまして、県知事から諮問がされております案件につきまして審議したいと思っております。

最初に、本日の審議会の、議事録署名委員についてですが、木下委員さんと小坂委員さんをお願いいたします。

議事の(1)ということで、「浅間山麓景観育成重点地域景観計画の一部変更について」を議題といたします。

事務局から諮問案件の内容について説明してください。

(池田主査)

<資料1の説明>

(出澤会長)

ただいま事務局から説明のありました事項につきまして、何かご意見ございますか。

(小松委員)

景観行政団対になった市町村はいくつになりますか。

(池田主査)

資料の5をご覧ください。

そこに平成22年4月26日現在ということで、長野県の地図の中に、景観行政団体になったところの箇所、あるいは今後の予定等が記載されています。

長野市、松本市、飯田市、諏訪市、茅野市、佐久市、千曲市、小布施町、高山村の9ということになってございます。

(小松委員)

長野県には景観育成住民協定があるのですが、それぞれの各行政団体には、同じような住民協定は作られていますか。

(小林建築技監)

市町村の条例の中に、県と同じような住民協定のようなものは存続しております。実際に指定しているかどうかは分かりません。

(出澤会長)

他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、ご意見がないということですので、諮問のとおり同意することで異存ない旨、答申することとしてよいでしょうか。

(委員)

<一同賛成>

(井澤会長)

それでは、同意ということであります。

では、続きまして、議事の(2)「国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画の一部変更について」を議題と致します。

事務局から諮問案件の内容について説明してください。

(池田主査)

<資料-3について説明>

(出澤会長)

ただいま事務局から説明のありました事項につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(出澤会長)

全域に渡って厳しい規制となっているわけですが、隣接する市町村との関係については県としてはどのように考えているのでしょうか。

(池田主査)

隣接しているところでございますが、基本的な県の考え方とすれば、届出の基準もそうですが、同等かそれ以上であれば同意をいたします。当該重点計画につきましては、白馬を除けば、道路沿いということにはなっていますが、安曇野市の景観を守りたいということや、道路沿いを尊重していきたいということが、まずあります。他の市町村については、景観行政団体に移行するときは安曇野市と同等の計画でということをお願いしていきたいと思っております。

(出澤会長)

他にございますでしょうか。

(小松委員)

今のことなのですが、一つの市が重点地域を指定すると、隣の町村との境、境界の問題ができきて、その隣接地域から基準を緩めてくれるよう抵抗にあいます。重点地域についても、長野県全体の一貫性を考えていかないと、市町村ごとに道一つで全然基準が違ってしまふということがでてくると、施設を作るときも、じゃあ隣のところでつくろうという

ようなことがでてくるので、長野県全体としての統一性を考えていかないと難しいという思いがしています。

(小坂委員)

長野県の重点地域と安曇野市の全域について、一つ心配なのは、床面積が 20 m<sup>2</sup>というのが重点地域の基準であり、今度は 10 m<sup>2</sup>からですね。一つの境界線ですので、市町村の境の問題が非常に大変なことになる。このような問題について、県としてどのように考えていますか。

(小林建築技監)

安曇野市は、特殊な事情がございまして、都市計画の線引き都市ということで、市街化区域と市街化調整区域を引いているのですが、安曇野市は線引きをやめたいということで県に申し出ています。線引きをやめるのは県の権限なのですが、線引きをやめるにあたっては、それなりのものを提示してもらわないと認めないということでございまして、その一つとして、安曇野市が条例を作って規制していくということと、景観行政団体となって、線引きと同等のものをさせていただくということで、少し厳しくなっております。

今ご指摘の点につきましては、地域景観協議会というものがございまして、広域の摺り合わせについては、そういうところでも意見をいただき、うまく摺り合わせていくようにしていきたいと思います。今のご意見につきましては十分、尊重していきたいと思いません。

(小坂委員)

今のお話で、理解できる理由がありますけれど、できるだけそういうことを少なくするために努力が必要だと思えます。

小諸の中でも一般地域は 500 m<sup>2</sup>、長野県の全域は 1000 m<sup>2</sup>となっておりますが、これもどうやって決めたのか、説明していただきたいと思えます。

(小林建築技監)

今のは素案ですので、これから市民に説明をして、市民の中からも意見がでてくるのではないかと思います。

県としては先ほど申し上げましたとおり広域的な摺り合わせをというものを、協議会ですとか、景観行政団体同士での協議会もできますので、そんなところで意見調整していきたいと思えます。

(出澤会長)

他にご意見ございますでしょうか。

(益山委員)

資料5の地図を拝見いたしました。長野県内においては、景観を道路軸で考えるということがもうなくなるのではないのでしょうか。

国道147号・148号の重点地域の中から安曇野市を除くとすれば、大町、松川、白馬、その区間だけになってしまい、道路軸という考え方に対して、県としてどのような方向性をもっていらっしゃるのでしょうか。

今回の浅間サンラインも同じように、浅間サンラインという道路軸の景観が一部変更になるということだと思います。県全体として道路の共通する景観を守るという方向性があるのでしょうか。

(小林建築技監)

当時、重点地域を定めた際には、県の景観の骨格となるような地域を重点地域に定めました。安曇野につきましては、北アルプスを眺望できるということで、国道147号・148号を重要な位置付けにしてきたわけですが、今、ご指摘のように、それぞれ市町村が景観行政団体になりますと、それぞれの区域で中で考えるということで、軸ではなくて面的に捉えて、市町村全体をもう少し細かく区分していくというのが主流でございます。浅間サンラインについても、小諸市についても、全体の中で、細かく重点的にやる地域と一般的にやっていく地域を分けるということです。

市町村が景観行政団体に移行しますと、線ではなくて、全域といいますか面として捉える傾向になってきます。これについては、県としては市町村の意見を尊重していきたい。最終的には、景観法の趣旨からいって、住民と一番身近な市町村が景観行政の主体となっていっていただきたいというのがございますので、将来的には、全市町村とはいいいませんが、ほとんどの市町村が景観行政団体になって、それぞれのところで景観条例をつくって景観計画を策定していく。そうなれば、面的になってくるのではないかと考えています。

(出澤会長)

他にご意見ご質問はございますか。

それでは意見が出尽くしたように思いますが、諮問のとおりということで答申してよろしいでしょうか。

(委員)

<一同賛成>

(出澤会長)

それではそのようにいたします。

答申書はご一任いただければと思います。

それでは議事の(4)ということで、その他について、事務局から説明してください。

(丸山課長補佐)

<資料5の説明>

(出澤会長)

景観行政団体の状況ということでお話しいただきました。せっかくの機会ですから、どうぞ。

(小坂委員)

長野県の住民協定は、数としては、日本一多いですね。

実際にスタートしたときには熱心な活動家が出て、活動が熱心でしたが、そういう方がやめたり、いろんなことで熱が冷めて、活動していない協定も数あるように思います。この辺について、協定を解除するのか、さらに指導して、従来と同じように活動をやらせてもらうのか、一つの方向を示さなければならぬ時期にきているのではないのでしょうか。

数があればよいというものではなく、中身がどうかということも含めて考えていく時期にきているという気がします。

(丸山課長補佐)

実際、協定を廃止したという例もございます。高年齢化と後継者がいないという関係で廃止するというものもございます。本年度、協定地区に調査をかけまして、活動状況、課題、要望等調査をして、県として何か応援できないか、考えていきたいと思っています。また、協定地区によりましては、元気づくり支援金を使いまして活発に活動している団体もございますので、そのような事例を紹介していきたいと思っております。

(小松委員)

それに関してですが、結局、地域で景観の重点的なものを作っていくというときに、住民の同意の数をどれくらいにするかということがでてくるのですが、全員の同意がなければできないということもあれば、2分の1でできる、3分の2でできるということも



もあります。それが、全部が全数の同意がないと重点地域になれないというものばかりになってしまうと、なかなか全員同意というのは難しい面がありまして、全員の同意を得る地域もあれば、3分の2のところ、2分の1のところというように、諏訪市では段階をつくっています。参考にさせていただければと思います。

(小林建築技監)

貴重な意見ありがとうございました。景観法の中にも協定がありまして、それは全員同意なのですが、長野県の条例につきましては、景観育成住民協定は、概ね3分の2ということで行っています。景観というものは住民自らが取り組むことが重要でございますので、よい手法だと思っております。

住民協定を止めたところにつきましては、もう一定の成果を得たと、今後は協定ではなくて、それぞれのところで、それぞれの人がやっていくということで、一定の成果を得たから、当初の目的を達成したということで、おやめになったところもございます。

実態がどうなっているかということで、それぞれの団体のネットワークを組みたいということで、去年から、県のホームページ等にも紹介しながら、それぞれ景観育成住民協定の、それぞれの団体同士が、うまく情報提供できるような、そんな仕組みを考えていきたいと思っております。

(小坂委員)

目的が達せられたから解散するということとはともかく、それだけではないわけで。住民協定したときには、縛ったわけですよ。こういうことはしていけないと。守ってきたが、いつの間にか、そういう制約ができないということになると、今まで守った人と、守らなかった人の問題がそこで出てきます。そういう弊害もできますから、アンケートいろいろ取って追跡するというお話しでしたから、いいわけですが、そのことも参考に対応していただくことが大切だと思います。

(関委員)

建築士会の場合、景観整備機構に指定していただいているが、実際に具体的な活動に結び付くような要請は発生してきていない。むしろ、自主的に動きなさいよと言われてしまうかも分かりませんが、期待されているのかというあたりも、みえにくい。行政と景観整備機構とが手を結ぶような形ができて、具体的に前に進んだという形ができればいいと思います。

(小林建築技監)

去年、小中学生を対象とした景観学習を景観行政団体をお願いして、講師派遣等を協力しながら、進めております。景観行政団体になったそれぞれの団体のところで、また、景観整備機構を指定することができますので、建築士会さんにはご協力をお願いしたい。

(出澤会長)

景観の地域のリーダーになる人を養成するものができればよいと思うが。

(小坂委員)

後継者をつくっていないというのが、一番の問題。今の住民協定をやっている中ですら、後継者がいなければ活動していないのですから。後継者をどう育てるかというのが緊急の課題。

もう一つは、ルートの問題と面的な問題。ルートというのは大事なんです。市町村によって基準がまちまちになってしまうのは、誰がみても不自然です。市町村が特長を出すというのは、基本です。大事なことですが、統一しなければならないということもある。商売をやっている人に影響がでる。このところは、この大きさでよかったが、市町村がかわるとだめになると。これは、どういうことだとなってくる。

長野県のようなこれだけ広い面積をもつところだと、そのような課題をもっている。その辺のところを協議していただける機会が必要だと思います。

(関委員)

道路の景観、私は県の重点地域に指定されているところは、地図を観ると背景には山があるんですね。山を含めての景観で、面的といえれば面的なものです。行政が境目で変わると規制が変わってしまうということがいけないんだとすると、景観行政団体があちこちできない方がいいとなってしまう。隣接の景観行政団体に共通項として規制するもの、市町村毎に「うちがこうなんだ」というもの、2段階的に設けるような形でお互いが連携をとれば、それがよい形だという印象があります。

(小坂委員)

やはり目標が不十分だという気がします。今後の問題でいいのですが、何を大事にして、何を柱にして景観に取り組んでいくのか。これから、全ての市町村を景観行政団体にしていくということですが、まだ残念なことに2桁いかない状況です。その間は、そこは、何も規制がないままになる。

せっかく市町村に条例をつくりなさいと指導しているなら、もう少しできるようにしないと。特に大町や白馬はそうしないといけないと思います。

(出澤会長)

貴重なご意見ありがとうございました。

(丸山課長補佐)

リーダーの話ですが、地域景観リーダーということで、養成をしております、年2回

研修会を開催しております。現在、85名ということで、活動していただいております。

(出澤会長)

他にご意見ございますでしょうか。

(出澤会長)

それでは、今日の審議会を閉じさせていただきます。ありがとうございます。

< 終了 >